

広島県告示第四百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市粟屋町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
落岩（四一六九）	急傾斜地の崩壊	落岩（四一六九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
落岩（四一六九―一）	急傾斜地の崩壊	落岩（四一六九―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
落岩（四一六九―二）	急傾斜地の崩壊	落岩（四一六九―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
馬行谷（二七七七）	急傾斜地の崩壊	馬行谷（二七七七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
馬行谷（二七四八）	急傾斜地の崩壊	馬行谷（二七四八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
荒瀬（三三三六九―一）	急傾斜地の崩壊	荒瀬（三三三六九―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
荒瀬（三三三六九―二）	急傾斜地の崩壊	荒瀬（三三三六九―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
荒瀬（三三三六九―三）	急傾斜地の崩壊	荒瀬（三三三六九―三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
荒瀬（三三三六九―四）	急傾斜地の崩壊	荒瀬（三三三六九―四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
荒瀬（三三三六九―五）	急傾斜地の崩壊	荒瀬（三三三六九―五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法

長谷(三四〇九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(三四〇九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬行谷(三四一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	馬行谷(三四一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(三四一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(三四一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬行谷(二二二七〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	馬行谷(二二二七〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬行谷(二二三八三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	馬行谷(二二三八三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬行谷(二二三八四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	馬行谷(二二三八四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬行谷(二二三八五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	馬行谷(二二三八五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(二二三八六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(二二三八六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(二二三八七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(二二三八七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(二二三八八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(二二三八八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(二二三八九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(二二三八九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(二二三九四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(二二三九四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(二二三九五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(二二三九五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬行谷(二二四一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	馬行谷(二二四一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津河内(一二四一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下津河内(一二四一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中垣内(一二四一三一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中垣内(一二四一三一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下津河内内(一二四一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下津河内内(一二四一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津河内内(一二四一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下津河内内(一二四一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津河内内(一二四一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下津河内内(一二四一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津河内内(一二四一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下津河内内(一二四一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津河内内(一二四一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下津河内内(一二四一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(一六一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長谷(一六一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津河内内(五一五五)	土石流	次の図のとおり	下津河内内(五一五五)	土石流	次の図のとおり
下津河内内(五一五五)	土石流	次の図のとおり	下津河内内(五一五五)	土石流	次の図のとおり
下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり	下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり
下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり	下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり
下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり	下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり
下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり	下津河内内川支川(五二五六)	土石流	次の図のとおり
長谷川(五一五八)	土石流	次の図のとおり	長谷川(五一五八)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。